

**指定介護型ヘルプサービス
指定生活支援型ヘルプサービス
指定支え合い型ヘルプサービス 契約書**

_____様 (以下、「契約者」という)と社会福祉法人同和園(以下、「事業者」という)は、契約者が事業者の運営する同和園ホームヘルプステーション、井戸端ステーションからの介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス、支え合いヘルプサービスについて、次のとおり契約します。

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス、支え合いヘルプサービス（以下介護型ヘルプサービス等）を提供し、契約者は事業者に、それに対する料金を支払います。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護型ヘルプサービス等の内容、利用曜日、利用時間は、別紙「介護型ヘルプサービス計画、生活支援型ヘルプサービス計画、支え合いヘルプサービス計画個別援助計画表」(以下、「介護型ヘルプサービス計画等」という)に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了まで、事業対象者はサービス終了までとします。
- 2 契約満了の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されたものとします。

(総合支援事業サービス計画の決定・変更)

- 第3条 事業者は、ケアプラン（介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント）に沿って契約者の介護型ヘルプサービス等の契約書を作成し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 2 事業者は、ケアプラン（介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント）が変更された場合及び、契約者又は家族等から変更の要請があった場合に十分に協議をしたうえで介護型ヘルプサービス計画等を変更するものとします。
- 3 事業者は、介護型ヘルプサービス計画等を変更した場合には、契約者に対して書面交付し、その内容を確認するものとします。

(保険給付対象サービスの提供)

第4条 事業者は契約者の居宅に訪問介護員又は担い手従事者(以下訪問介護員等)を派遣し、契約者に対して入浴、排泄、食事、移動、体位交換、買い物同行等の身体介護及び自立支援又は重度化防止のための声かけ、見守り、一部介助及び調理、洗濯、掃除、買い物等を契約者又は同居家族が行えない場合に代行で行うサービスの提供、併せてサービスの準備、記録、健康チェック、換気、室温調整、簡単な整頓等を行うものとします。

(保険給付対象外サービスの提供)

- 第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える介護型ヘルプサービス等を提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
 - 3 事業者は、前項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者に対してわかりやすく説明するものとします。

(訪問介護サービスの提供記録)

第6条 事業所は、契約者に対して介護型サービス等を提供する毎に、当該サービスの提供日及び提供内容等の必要事項を記録します。

(運営規定の遵守)

- 第7条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供することとします。
- 2 契約における運営規定については、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用料金の支払い)

- 第8条 契約者は、第4条又は第5条のサービス提供を受けた場合「重要事項説明書」及び「介護型ヘルプサービス計画等個別援助計画書」に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 2 契約者が病変、急な入院などやむを得ない理由以外に総合支援事業サービスの利用中止を24時間前までに事業者に通知しない場合は、事業者は契約者に対して利用料金の請求を行うことができることとします。
 - 3 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月末までに支払うものとします。

- 4 事業所はサービス利用料金の支払いを受けた場合、領収書を発行します。

(サービス利用の変更)

- 第9条 契約者は利用期日前において、介護型ヘルプサービス等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施の24時間前までに事業者へ通知するように努めるものとします。
- 2 事業者はサービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
 - 3 事業所又は契約者は、契約者が入院した場合、退院後のサービス利用日・時間・内容について、変更できるものとします。
 - 4 契約者は、前項の変更へ同意することができない場合には本契約を解除することができるものとします。

(利用料金の変更)

- 第10条 事業者は契約者に対して、第4条及び第5条に定めるサービス利用料金について、介護報酬給付体系の変更があった場合は、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 契約者は、前項の変更へ同意することができない場合には本契約を解除することができるものとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第11条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・生活環境の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者に対する介護型ヘルプサービス等の実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、介護型ヘルプサービス等を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(損害賠償)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(契約の終了)

第13条 (契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1、 契約者が死亡した場合
- 2、 契約者の要支援区分が自立と認定された場合
- 3、 契約者が事業対象者と認められなくなった場合
- 4、 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 5、 法人の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 6、 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 7、 第14条及び第15条に基づき本契約が解除された場合

第14条 (契約者からの契約解除)

契約者は、この契約の有効期間中、いつでもこの契約を解除することができます。この場合には契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。

また、以下の事項に該当する場合には直ちに本契約を解除することができます。

- 1、 契約者が第9条4項、第10条2項の場合
- 2、 事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- 3、 事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 4、 事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族等に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合

第15条 (事業者からの契約解除)

事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1、 契約者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行

- い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2、 契約者が、介護保健施設又は療養型施設を利用した場合。
 - 3、 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - 4、 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告期間が30日を越えたにもかかわらずこれが支払われない場合。
 - 5、 契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。
 - 6、 契約者もしくはその家族が、サービス従事者等に対してハラスメント行為を行い、継続したサービス提供が困難と事業所が判断した場合。

(身元引受人)

第16条 事業者は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(契約当事者の変更)

第17条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第18条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、事業者と契約者が誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

（住 所）_____

（氏 名）_____ 印

身元引受人

（住 所）_____

（氏 名）_____ 印

（契約者との関係）_____

法定代理人

（住 所）_____

（氏 名）_____ 印

（契約者との関係）_____

事業所名 社会福祉法人 同和園
住所 京都市伏見区醍醐上ノ山町 11 番地

代表者 理事長 亀谷 英央 印